

発議案第 10 号

不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的支援制度の確立を求める意見書について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 5 年 10 月 23 日

提出者	盛岡市議会議員	櫻	裕子
賛成者	盛岡市議会議員	鈴木	努
〃	〃	山崎	智樹
〃	〃	鈴木	聖子
〃	〃	縄手	豊子
〃	〃	中村	雅幸
〃	〃	細川	由香里
〃	〃	千葉	伸行
〃	〃	天沼	久純
〃	〃	大畑	正二
〃	〃	佐藤	尚弘
〃	〃	後藤	百合子

盛岡市議会議長 遠藤 政 幸 様

# 不登校児童生徒に対して多様な学習機会の確保のための経済的 支援制度の確立を求める意見書

令和3年度の義務教育段階における不登校児童生徒数は全国で24万4,940人と9年連続で増加しており、岩手県内でも約2,270人が不登校と、依然高水準で推移しています。

また不登校の定義となっている年間欠席30日以上には当てはまらないものの、保護者や学校の配慮により出席扱いになっているなどの事実上の不登校児童生徒数も鑑みると、文部科学省調査だけでは実態が把握しきれていないと断言は難しく、潜在的な不登校児童生徒も多数存在していると考えられます。

このような中、フリースクール等の民間施設を利用する際の家庭の実情を見ると、利用料月3万3千円程度（文部科学省調べ）という経済的負担に加え、身近に通う民間施設が無い場合には遠方への通学のための身体的、時間的、心理的負担も加味しなければなりません。

多様な学習機会を提供する民間施設の需要が高まっているのに対し、民間施設を設立するための経済的支援制度は一部の自治体が制定しているにとどまっており、必要な資金が確保できず設立を断念している個人や団体も少なくありません。

以上のことから、現状では、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の基本理念の一つに明記される「不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援」が果たされているとはいえない状態であり、早急な具体的対策を講じる必要があると考えます。

よって、国においては、不登校児童生徒支援の一部である多様な学習機会を確保するための具体的対策として、次の事項を実現するよう強く求めます。

## 記

- 1 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律制定に際し、衆議院文部科学委員会と参議院文教科学委員会がそれぞれ附帯決議した内容である「不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しては、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること」を進めること。
- 2 いわゆるフリースクール等民間施設の設立及び運営補助金等の経済的支援制度を確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和5年10月23日

盛岡市議会